明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二五四）　一
○エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四六、二四七）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四八）　二
○特定独立行政法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二二二五～二二四二）　五
○Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件（国土交通七二九、七三〇）　五
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（環境六七）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供、使用条件変更及び新規提供が決定された件（防衛一四一）　五
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一六八）　六
○道路に関する件（北海道開発局七九、八〇）　六
○道路に関する件（沖縄総合事務局三五）　六
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（東北地方環境事務所二）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（関東地方環境事務所七）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中部地方環境事務所四）　八
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（近畿地方環境事務所四）　八
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同五）　八
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中国四国地方環境事務所五）　八
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（九州地方環境事務所二）　八
〔国会事項〕
内閣　宮内庁　法務省　財務省　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
証票無効、国営村山北部土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係　二
特殊法人等
平成二十四年度防衛省共済組合の決算関係　二九
会社その他　三〇

告示

○法務省告示第二百五十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年八月三日から効力を生ずる。

平成二十五年七月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

佐賀県三養基郡上峰町長

○外務省告示第二百四十六号

平成二十五年三月二十日にサンサルバドルで、エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年六月二十八日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　峯村保雄在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣

平成二十五年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十七号

平成二十五年三月二十日にサンサルバドルで、エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年六月二十八日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　峯村保雄在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣

平成二十五年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄